

社会福祉法人三原福社会 役員等報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人三原福社会（以下、法人という）の役員等が公務のため出務した場合、定款第8条及び第21条の規定により支給する報酬等の支給の基準について定めるものとする。

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員、第三者委員（入所検討委員、苦情処理委員、評議員選任・解任委員等）をいう。

第3条 報酬の支給をする公務は、次に定める場合をいう。

- (1) 理事が法人に係る業務のため出務したとき及び役員会に出席したとき
- (2) 監事が法人に係る監査業務等に従事したとき及び役員会に出席したとき
- (3) 評議員が評議員会に出席したとき
- (4) 第三者委員が法人に係る委員会に出席したとき

2. 法人に係る業務とは、役員会への出席、行政等の監査への立会、業務執行に関する監査、会計に関する監査、施設運営の助言・指導等をいう。

3. 法人の経営する施設が開催する催事への参加については、報酬等は支給しない。

第4条 役員等の報酬は、次のとおり定める。

評議員 1回 5,000円／人

（年間支給総額は、100,000円）

理事・監事 1回 10,000円／人

（年間支給総額は、1,500,000円）

第三者委員 1回 3,000円／人

（年間支給総額は、30,000円）

2. 理事が、施設従事者への職務の助言、指導等により非常勤で勤務する場合は、その報酬は1人あたり概ね5時間を超える場合は日額10,000円とし5時間未満の場合は日額5,000円を支給し、月額100,000円を上限とする。

3. 理事又は第三者委員を兼ねる施設従業者には、この規程の報酬は支給しない。

第 5 条 法人の理事及び監事が、退任するときに退任慰労金を次により支給する。

在任期間 15 年以上 10 万円

10 年以上 15 年未満 7 万円

3 年以上 10 年未満 5 万円

2. 理事、監事の歴任の場合は、その役職の通算在任期間とする。

3. 法人の従業者が、退職の場合は退任慰労金を支給しない。

第 6 条 役員等が、研修会等へ出張参加したときは、法人「旅費規程」により交通費実費と日当を支給する。

第 7 条 役員等の、慶弔時の取り扱いは、別表による。

第 8 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給基準として公表する。

第 9 条 この規程の改正は、理事会の承認を得て、評議員会の議決を得なければならない。

附 則 平成 29 年 3 月 25 日全面改正

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規程の施行に伴い、従前の「役員等報酬規程」並びに「役員退任慰労金等支給規程」は廃止する。